平成２８年（再イ）第３号
新潟県上越市吉川区長峰100番地81
再生債務者　北川　新二
1　決議に付する再生計画案　平成28年11月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年12月12日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年12月12日まで
平成28年11月21日　新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（再イ）第４７号
兵庫県芦屋市呉川町１番３―205号
再生債務者　ソシエゴこと　上原　儀数
1　決議に付する再生計画案　平成28年10月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年12月12日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年12月12日まで
平成28年11月21日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２８年（再イ）第１０号
福岡県直方市知古1290番地10
再生債務者　川端　邦雄
1　決議に付する再生計画案　平成28年10月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年12月12日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年12月12日まで
平成28年11月21日　福岡地方裁判所直方支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２２年（再イ）第６８９号
福岡市博多区吉塚１丁目13番14―202号
再生債務者　栗秋　裕美
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成23年４月22日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年11月15日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第１４６号
愛知県小牧市久保一色南２丁目213番地
再生債務者　西尾　　司
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年11月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１１号
埼玉県川口市領家１丁目２番20号
再生債務者　小池　秀一
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月９日まで
4　一般異議申述期間　平成28年12月26日から平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第３号
秋田県湯沢市前森２丁目１番12号　サンハイツユザワＶ503号
再生債務者　木村　　豊
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月31日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年12月12日まで
平成28年11月21日　秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（再ロ）第２号
三重県津市久居持川町2255番地８　ディアス持川Ｄ105号
再生債務者　小倉　朗裕
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年11月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年12月12日まで
平成28年11月21日　津地方裁判所再生係

平成２８年（再ロ）第４号
北海道旭川市春光台２条４丁目６番６号
再生債務者　藤原　邦彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年11月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年12月19日まで
平成28年11月21日　旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第４号
北九州市小倉南区徳吉東５丁目１番20号
再生債務者　田中　　翼
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月16日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（再ロ）第４号
沖縄県那覇市首里鳥堀町４丁目93番地５　ユートピア鳥堀201
再生債務者　石嶺　　健
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月17日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（再ロ）第１３号
宮城県塩竈市旭町６番７―1212号　スペリア塩竈旭町
再生債務者　鈴木　和人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月16日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第５号
沖縄県浦添市前田１丁目48番１―306号　コーポ石川
再生債務者　森山　　亨
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月17日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（再ロ）第４号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目９番地３　姫路大津鉄筋住宅３号棟103号
再生債務者　中ノ瀬貴志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月17日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（再ロ）第５号
福岡市西区大字桑原1278番地
再生債務者　大神　裕輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月16日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第７号
福岡市中央区赤坂３丁目４番６―305号
再生債務者　吉田麻里子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第２８号
大阪市平野区西脇１丁目19番４号
再生債務者　御合　芳暢
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月18日
大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十八年十一月三十日
東京都千代田区大手町一丁目一番三号
（甲）株式会社ＰＷ　Ｇｒｏｕｐ
代表取締役　武井　亮二
東京都千代田区大手町一丁目一番三号
（乙）株式会社ＰＷ　Ａｃａｄｅｍｙ
代表取締役　武井　亮二